

港区・港区教育委員会では、いじめ及びいじめに類する事案対応の充実のために、以下の取組を行っています。これらの取組をおして、引き続き、すべての児童・生徒の安心・安全な園・学校生活を実現してまいります。

【未然防止・早期発見・早期対応の取組】

- 毎月1回、小中学校のすべての学級において、「学校生活アンケート」を行うとともに、6月・11月・2月に、幼稚園・小中学校において、「ふれあい月間」を実施し、いじめやいじめに類する事案の点検、校内体制の見直し等、未然防止・早期発見・早期対応等につながる取組の推進。
- 6月・11月に、小学校4年生から中学校3年生を対象に、「WEBQU（心理検査）」を行い、各学校において、よりよい学級集団づくりに向けた実態把握を実施。
- 幼稚園・小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、毎年度夏季休業日前までを目途に、小学校4年生・5年生、中学校1年生・2年生のすべての児童・生徒を対象に、スクールカウンセラーとの面接を実施。また、幼稚園においては年少保護者を対象に、全家庭とスクールカウンセラーとの面接を実施。
- 児童・生徒用タブレット端末に、港区子ども家庭支援センターの「みなどども相談ネット」へのリンク、東京都や関係機関等の相談窓口一覧のリンクを配信し、児童・生徒が、タブレット端末からいつでも不安や悩みを相談できるよう環境を整備。
- 小中学校のすべての学級で、年3回以上の「いじめに関する授業」を行い、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないこと等を指導。
- 「いじめ問題の対応フロー」を定め、事案発生時の対応方法を明示。被害者の保護、加害者への指導を徹底。
- 転園、転校、進学時には、指導要録の写しを転園、転校、進学先に送付するとともに、必要に応じて、関係教員間で引継ぎを実施。

【教育委員会等における会議、教員研修等】

- いじめ防止に関する機関及び団体との連携を図るため「港区いじめ問題対策連絡協議会」（年1回）や「港区教育委員会いじめ問題対策会議」（年3回）を開催。
- 幼稚園・小中学校の教職員、保護者、関係機関職員を対象とした「いじめ防止講演会」の実施。幼児期の道徳性の芽生えを培う「心を育てる公開講座」の各園における実施を支援。
- 「港区子ども家庭支援センターと連携した生活指導主任会」の実施。
- 港区内の警察関係者、公私立の小中学校・高等学校の教員が一堂に会し、子どもたちの健全育成に関する「健全育成協議会」の実施。

【今後、さらに充実させる取組】

- 「いじめ問題の対応フロー」を準用した「幼児教育版 いじめ事態ガイドライン」を各園に周知。
- 幼稚園、保育園等、小中学校の教員（保育士）が一堂に会し、基幹研修を実施。園・学校で「いじめ予防教育プログラム」を隨時見直し。
- 幼児・児童・生徒、保護者が安心していじめ及びいじめに類する事案を申立をすることができるよう、「いじめ相談に関するポータルサイトを新たに作り、申立方法等を周知」。
- 区長部局と連携し、「幼稚園・保育園等間で情報共有の仕組みを構築」。